

日介支専協第 6-0173 号

令和 6 年 9 月 30 日

一般社団法人  
日本介護支援専門員協会  
都道府県支部長 殿

一般社団法人  
日本介護支援専門員協会  
会 長 柴 口 里 則  
[公 印 省 略]

「介護保険最新情報 Vol. 1313・1314」の発出について（ご連絡）

拝啓 平素より当協会の活動に対し、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省より、下記のとおり介護保険最新情報が発出されましたので、資料を添付しご連絡申し上げます。

貴支部におかれましては、地域支部および会員の皆様への周知をよろしくお願いいたします。

敬具

記

○介護保険最新情報 vol. 1313

「令和 6 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 10) (令和 6 年 9 月 27 日)」の送付について

○介護保険最新情報 Vol. 1314

令和 5 年度介護保険事務調査の集計結果について

以上

一般社団法人日本介護支援専門員協会  
事務局長 山田剛  
事務局 木村能子 担当:池田栄美  
東京都千代田区神田小川町 1 丁目 11 番地 金子ビル 2 階  
TEL:03-3518-0777 FAX:03-3518-0778  
E-mail soumuka@jcma.or.jp

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御 中

←厚生労働省老健局 高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

## 介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「令和6年度介護報酬改定に関する  
Q&A（Vol.10）（令和6年9月  
27日）」の送付について

計5枚（本紙を除く）

Vol.1313

令和6年9月27日

厚生労働省老健局

高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう  
よろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3938、3979)

FAX : 03-3595-4010

事務連絡  
令和6年9月27日

都道府県  
各 指定都市 介護保険主管部（局） 御中  
中核市

厚生労働省老健局老人保健課  
認知症施策・地域介護推進課  
高齢者支援課

「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.10）（令和6年9月27日）」  
の送付について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.10）（令和6年9月27日）」を送付いたしますので、貴県又は貴市におかれましては、御了知の上、管下市町村又は事業所等への周知を徹底し、その取扱いに当たっては遺漏なきよう、よろしく願い申し上げます。

## 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.10)

(令和6年9月27日)

### 【通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護】

#### ○ 口腔機能向上加算について

問1 平成21年介護報酬改定に関するQ&A (vol.2) (平成21年4月17日) 問1において、「口腔機能向上加算について、歯科医療との重複の有無については、歯科医療機関又は事業所のいずれにおいて判断するのか。」という問があるが、令和6年度介護報酬改定において、医療保険における歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法との算定についての記載が削除されたが、当該事務連絡についての取扱はどうか。

(答)

平成21年介護報酬改定に関するQ&A (vol.2) (平成21年4月17日) 問1は、令和6年度介護報酬改定をもって廃止されたい。なお、留意事項通知の通り介護保険の口腔機能向上サービスとして「摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施」を行っていない場合にあっては、口腔機能向上加算を算定できないことには留意されたい。

(参考)

※ 平成21年介護報酬改定に関するQ&A (vol.2) (平成21年4月17日) 問1

問1 口腔機能向上加算について、歯科医療との重複の有無については、歯科医療機関又は事業所のいずれにおいて判断するのか。

(答)

歯科医療を受診している場合の口腔機能向上加算の取扱いについて、患者又はその家族に説明した上、歯科医療機関が患者又は家族等に提供する管理計画書(歯科疾患管理料を算定した場合)等に基づき、歯科医療を受診した月に係る介護報酬の請求時に、事業所において判断する。

### 【介護職員等特定処遇改善加算】

問2 事業所における配分方法における「ただし、その他の職種の平均賃金額が他の介護職員の平均賃金額の見込み額を上回らない場合はこの限りでないこと。」とは、どのような意味か。

(答)

- ・ 介護職員等特定処遇改善加算については、介護職員の処遇改善という趣旨を損なわない程度で、介護職以外の職員も一定程度処遇改善を可能とする柔軟な運用を認めることとしており、この具体的な配分方法として、他の介護職員の平均賃金改善所要額については、その他の職種の平均賃金改善所要額の2倍以上となることを求めている。
- ・ ただし、その他の職種の平均賃金額が他の介護職員の平均賃金額を上回らない場合においては、柔軟な取扱いを認め、例えば、両グループの平均賃金改善所要額が等しくなる(1:1)までの改善を可能とするものである。

なお、その他の職種全体では他の介護職員の平均賃金額を上回る場合であっても、その他の職種のうち、他の介護職員の平均賃金額を上回らない職種については、当該職種に限り、他の介護職員と平均賃金改善所要額が等しくなるまでの改善を行うことも可能である。

※ 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 1)」(令和3年3月19日)問18は削除する。

## 【介護予防・日常生活支援総合事業】

### ○ 継続利用要介護者に係る請求の取扱い

問3 介護予防・日常生活支援総合事業のうち、サービス・活動Aを行う事業所を継続利用要介護者（介護保険法施行規則第140条の62の4第3号に定める者をいう。以下同じ。）が利用した場合について、「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する命令」（平成12年厚生省令第20号。以下「請求省令」という。）に規定する様式第二の三（介護予防・日常生活支援総合事業費明細書（訪問型サービス費・通所型サービス費・その他の生活支援サービス費））を用いて紙による請求を行う場合、どのように記載すべきか。

（答）

様式第二の三にある被保険者の「要支援状態区分等」を記入する欄に記載の「事業対象者・要支援1・要支援2」と同じ箇所に、継続利用要介護者である旨及び要介護度を記載する取扱いとする。

例えば、請求省令の様式第七の三（介護予防・日常生活支援総合事業費明細書（介護予防ケアマネジメント費））の同欄と同様に、「事業対象者・要支援1・要支援2」の下に、「継続利用の場合 要介護●」と記載し請求することが考えられる。

### 【通所系・居住系サービス、施設サービス共通事項】

#### ○ 科学的介護情報システム（LIFE）のデータ提出について

問4 要件として定められた情報を「やむを得ない場合を除き、すべて提出すること」とされているが、「やむを得ない場合」とはどのような場合か。

(答)

「やむを得ない場合」とは以下のような状況が含まれると想定される。

- ・ 通所サービスの利用者について、情報を提出すべき月において、当該月の中旬に評価を行う予定であったが、緊急で月初に入院することとなり、当該利用者について情報の提出ができなかった場合
- ・ 全身状態が急速に悪化した入所者について、必須項目である体重等が測定できず、一部の情報しか提出できなかった場合
- ・ システムトラブル等により情報の提出ができなかった場合  
やむを得ない「システムトラブル等」には以下のようなものが含まれる。
  - LIFE システム本体や介護ソフトの不具合等のやむを得ない事情によりデータ提出が困難な場合
  - 介護ソフトのバージョンアップ（LIFE の仕様に適応したバージョンへの更新）が間に合わないことで期限までのデータ提出が困難な場合
  - LIFE システムにデータを登録・提出するパソコンが故障し、パソコンやデータの復旧が間に合わない等、データ提出が困難となった場合

等のやむを得ない場合においては、事業所・施設の利用者又は入所者全員に当該加算を算定することは可能である。

ただし、情報の提出が困難であった理由については、介護記録等に明記しておく必要がある。

※ 令和3年度報酬改定Q&A（Vol. 3）（令和3年3月26日）問16は削除する。

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 介護保険計画課

## 介護保険最新情報

今回の内容

令和5年度介護保険事務調査の集計結果について

計 15 枚（本紙を除く）

Vol.1314

令和6年9月30日

厚生労働省老健局介護保険計画課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう  
よろしく願いいたします。】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 2175）  
FAX：03-3503-2167

事 務 連 絡  
令和 6 年 9 月 30 日

各都道府県介護保険担当課（室）  
各市町村介護保険担当課（室）  
各介護保険関係団体 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

令和 5 年度介護保険事務調査の集計結果について

介護保険制度の円滑な推進について、ご尽力いただき厚くお礼申し上げます。  
さて、令和 5 年度介護保険事務調査につきまして、集計作業が終了しましたので、情報提供させていただきます。

<照会先>

厚生労働省老健局

介護保険計画課計画係 渡辺、森西、吉田

Tel03-5253-1111（内線）2175

# 令和5年度介護保険事務調査の集計結果について

調査時点：令和5年4月1日現在（一部の項目を除く）

調査対象：全国1,571保険者

～ 回答率100% ～

## 1. 保険料（65歳以上の第1号被保険者の保険料）

- 特別徴収対象者数は約3,219万人、普通徴収対象者数は約374万人。
- 令和5年6月から仮徴収額を変更した保険者数は642（40.9%）、令和5年8月から仮徴収額を変更した保険者数は787（50.1%）。
- 普通徴収における地方税確定前の月割徴収を実施している保険者数は、457（29.1%）、普通徴収における納付方法として口座振替を実施している保険者数は1,540（98.0%）。
- 低所得者への単独減免を実施している保険者数は502（32.0%）であり、このうち、いわゆる3原則（個別申請により判定すること、全額免除は行わないこと、一般財源の繰入を行わないこと）の全てを遵守している保険者数は398。

## 2. 要介護認定調査

### ① 新規要介護認定の調査方法

	実施保険者数（重複あり）
保険者による直接調査	1,544（98.3%）
認定調査を指定市町村事務受託法人へ委託	282（18.0%）

### ② 更新・区分変更要介護認定の調査方法

	実施保険者数（重複あり）
保険者による直接調査	1,501（95.5%）
認定調査を指定市町村事務受託法人へ委託	301（19.2%）
認定調査を指定居宅介護支援事業者等へ委託	1,067（67.9%）

### 3. 事業所指定について

(令和4年4月1日から令和5年3月31日の間)

#### ① 公募の実施

実施保険者数	228 (14.5%)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	107
小規模多機能型居宅介護	134
看護小規模多機能型居宅介護	127

#### ② 介護保険法第70条8項の規定による都道府県へ意見の申出

実施保険者数	4 (0.3%)
--------	----------

#### ③ 介護保険法第70条第10項の規定による都道府県への協議

実施保険者数	10 (0.6%)
--------	-----------

#### ④ 介護保険法第78条の2第6項第5号の規定による地域密着型通所介護事業所の指定拒否

実施保険者数	8 (0.5%)
--------	----------

#### ⑤ 地域密着型サービス全体の条件付加

介護保険法第78条の2第8項の規定による地域密着型サービス事業所の指定に当たる条件付加

実施保険者数	36 (2.3%)
--------	-----------

介護保険法第115条の12第6項の規定による地域密着型介護予防サービス事業所の指定に当たる条件付加

実施保険者数	27 (1.7%)
--------	-----------

#### ⑥ 介護保険法第24条の2第1項第1号に基づき、指定事務受託法人へ委託している保険者数は、59 (3.8%)。

### 4. 地域支援事業（任意事業で実施するその他の事業の実施状況）等

	実施保険者数(複数回答)
福祉用具・住宅改修支援事業	843 (53.7%)
助言、相談、情報提供、連絡調整等	494
理由書作成の委託・助成	723
認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業	107 (6.8%)
栄養改善が必要な高齢者に対する配食・見守り事業(※)	311 (19.8%)

※地域支援事業以外の事業として実施している（一般会計等での実施）場合に限る。

## 5. 給付

### ① 保健福祉事業

第1号被保険者の保険料を財源として、被保険者等を対象に介護方法の指導等を行うもの。

実施保険者数		314 (20.0%)	
内 訳 (複数回答)	地域支援事業以外の 介護予防事業	健康づくり教室	52
		介護予防教室	80
	介護者支援事業	介護者教室・相談	23
		家族リフレッシュ事業	19
		介護用品の支給	155
	直営介護事業		8
	高額介護サービス費の貸付事業		65
	その他		87

※「その他」には、配食サービス等がある。

### ② 基準該当サービス

基準該当サービスとして保険給付の対象となる事業者があるもの。

実施保険者数		204 (13.0%)	
内 訳 (複数回答)	居宅介護支援		46
	訪問介護	同居家族に対するヘルパー派遣	
			0
	訪問入浴介護		28
	通所介護		34
	短期入所生活介護		99
	福祉用具貸与		18
	介護予防支援		23
	介護予防訪問入浴介護		6
	介護予防短期入所生活介護		54
	介護予防福祉用具貸与		14

### ③ 離島等相当サービス

指定居宅サービス等及び基準該当サービスの確保が著しく困難である離島等の地域で、保険者が必要と認める場合において、これら以外の居宅サービス等(又はこれに相当するもの)として保険給付の対象となる事業者があるもの。

実施保険者数		27 (1.7%)	
内 訳 (複数回答)	うち、ホームヘルプサービス		10
	同居家族に対するヘルパー派遣		
			0
	うち、デイサービス		20
うち、ショートステイ		8	

④ バウチャー（利用券）

保険者が被保険者に対して事前にバウチャー（利用券）を交付し、それにより現物給付によるサービス利用を可能とするもの。（住宅改修費、福祉用具購入費等の支給など）

実施保険者数	10 (0.6%)
--------	-----------

⑤ 受領委任払い方式

保険給付について、被保険者から個別の事業者・施設に対する受領委任を認めることにより、現物給付化するもの。

実施保険者数		1,094 (69.6%)
内 訳 (複数回答)	高額介護サービス費（施設）	175
	福祉用具購入	949
	住宅改修	1,060
	その他	17

※「その他」には、市町村特別給付や特例居宅介護サービス費等がある。

⑥ 市町村特別給付

介護保険法第62条の規定により要介護被保険者等に対して、介護給付及び予防給付のほか条例で定めるところにより、市町村独自の給付をするもの。

実施保険者数	137 (8.7%)
--------	------------

6. 独自の施策

① 地域密着型サービスに係る市町村独自報酬の設定

実施保険者数		26 (1.7%)
内 訳 (複数回答)	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	7
	夜間対応型訪問介護	2
	療養通所介護	0
	小規模多機能型居宅介護	22
	看護小規模多機能型居宅介護	9

② 支給限度基準額の上乗せ

厚生労働大臣が告示で定めた支給限度基準額に代えて、市町村が条例で定めることにより、その額を超える額を支給限度基準額とするもの。

実施保険者数		19 (1.2%)
内 訳 (複数回答)	居宅サービス区分	9
	福祉用具購入費	3
	住宅改修費	9

③ 種類支給限度基準額

居宅サービス等区分の特定のサービスが不足し、公平な利用に支障が生じる場合に、市町村の判断により、対象サービスの種類ごとに居宅サービス等区分の支給限度基準額の範囲内で定めるもの。

実施保険者数	0
--------	---

## 7. 利用者負担の軽減施策（実施保険者数）

障害ヘルパー利用者の軽減措置	505 (32.1%)
社会福祉法人による軽減措置	1,526 (97.1%)
離島等地域における軽減措置	122 (7.8%)
中山間地域等における軽減措置	73 (4.6%)
市町村単独の軽減措置	253 (16.1%)

## 8. 境界層措置

①保険給付減額措置の解除②居住費（滞在費）の負担限度額の減額③食費の負担限度額の減額④高額介護サービス費の利用者負担上限額引き下げ⑤保険料段階の引き下げを行うことにより、生活保護を必要としない状態となる者について、①から⑤までの順に適用を行うもの。

対象者数	7,314	
内 訳 (複数回答)	保険給付減額措置の解除	1,083
	居住費（滞在費）の負担限度額の減額	6,145
	食費の負担限度額の減額	3,865
	高額介護サービス費の利用者負担上限額引き下げ	1,234
	保険料段階の引き下げ	386

## 9. 第三者行為求償等

### ① 第三者行為求償

給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、その給付額を限度として被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得するもの。

内 訳 (複数回答)	国保連に処理を委託している件数	4,087
	現に第三者から支払を受けている件数	1,741
	保険者独自に交渉中の件数	114

### ② 給付免責

第三者行為による請求権が発生した場合において被保険者が当該第三者から賠償を受けたときに、その価額の限度において保険給付を行う責めを免れるもの。

内 訳	現に給付免責となっている件数	106
	交渉中の件数	50

### ③ 被害の届出

第三者行為による被害の届出の件数

件数	1,896
----	-------

## 10. 滞納処分

実施保険者数	675 (43.0%)
差押え決定人数（※）	19,381
うち、滞納保険料充当人数	14,596

※実人数が把握できない保険者においては、件数で報告しているケースもある。

## 1.1. 滞納者に対する保険給付の制限

保険給付の償還払い化（支払い方法の変更）人数	1, 875
保険給付の支払の一時差止人数	89
保険給付の減額等の人数	11, 097

※災害により著しい損害を受けた場合や主たる生計維持者の死亡により収入が著しく減少した場合等には、保険給付の償還払い化等を行われない。（介護保険法第66条等）

事 務 連 絡  
令和 6 年 9 月 30 日

各都道府県介護保険担当課（室）  
各市町村介護保険担当課（室）  
各介護保険関係団体 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

令和 4 年度介護保険事務調査の集計結果の一部訂正について

介護保険制度の円滑な推進について、ご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和 5 年 9 月 11 日付厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡で公表しました令和 4 年度介護保険事務調査の集計結果について、別添のとおり修正することといたしますので、再度情報提供いたします。

<照会先>

厚生労働省老健局

介護保険計画課計画係 渡辺、森西、吉田

TEL03-5253-1111（内線）2175

(参考資料) ※赤字が公表後に自治体による訂正を反映した箇所。

## 令和4年度介護保険事務調査の集計結果について

調査時点：令和4年4月1日現在（一部の項目を除く）

調査対象：全国1,571保険者

～ 回答率100% ～

※令和4年度介護保険事務調査から、すべての項目について保険者に回答いただくこととしている。

### 1. 保険料（65歳以上の第1号被保険者の保険料）

- 特別徴収対象者数は約3,234万人、普通徴収対象者数は約360万人。
- 令和4年6月から仮徴収額を変更した保険者数は**637（40.5%）**、令和4年8月から仮徴収額を変更した保険者数は**777（49.5%）**。
- 普通徴収における地方税確定前の月割徴収を実施している保険者数は、455（29.0%）、普通徴収における納付方法として口座振替を実施している保険者数は1,548（98.5%）。
- 低所得者への単独減免を実施している保険者数は**498（31.7%）**であり、このうち、いわゆる3原則（個別申請により判定すること、全額免除は行わないこと、一般財源の繰入を行わないこと）の範囲内で行っている保険者数は**452**。

### 2. 要介護認定調査

#### ① 新規要介護認定の調査方法

	実施保険者数 (重複あり)
保険者による直接調査	<b>1,550（98.7%）</b>
認定調査を指定市町村事務受託法人へ委託	262（16.7%）

② 更新・区分変更要介護認定の調査方法

	実施保険者数 (重複あり)
保険者による直接調査	1,509 (96.1%)
認定調査を指定市町村事務受託法人へ委託	275 (17.5%)
認定調査を指定居宅介護支援事業者等へ委託	1,065 (67.8%)

3. 事業所指定について

(令和3年4月1日から令和4年3月31日の間)

① 公募制の実施

実施保険者数	262 (16.7%)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	121
小規模多機能型居宅介護	155
看護小規模多機能型居宅介護	153

② 介護保険法第70条8項の規定による都道府県へ意見の申出

実施保険者数	7 (0.4%)
--------	----------

③ 介護保険法第70条第10項の規定による都道府県への協議

実施保険者数	8 (0.5%)
--------	----------

④ 介護保険法第78条の2第6項第5号の規定による地域密着型通所介護事業所の指定拒否

実施保険者数	6 (0.4%)
--------	----------

⑤ 地域密着型サービス全体の条件付加

介護保険法第78条の2第8項の規定による地域密着型サービス事業所の指定に当たる条件付加

実施保険者数	36 (2.3%)
--------	-----------

介護保険法第115条の12第6項の規定による地域密着型介護予防サービス事業所の指定に当たる条件付加

実施保険者数	25 (1.6%)
--------	-----------

⑥ 介護保険法第24条の2第1項第1号に基づき、指定事務受託法人へ委託している保険者数は、59 (3.8%)。

4. 地域支援事業（任意事業で実施するその他の事業の実施状況）等

	実施保険者数(重複あり)
福祉用具・住宅改修支援事業	905 (57.6%)
助言、相談、情報提供、連絡調整等	497
理由書作成の委託・助成	735
認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業	104 (6.6%)
栄養改善が必要な高齢者に対する配食・見守り事業(※)	289 (18.4%)

※地域支援事業以外の事業として実施している（一般会計等での実施）場合に限る。

5. 給付

① 保健福祉事業

第1号被保険者の保険料を財源として、被保険者等を対象に介護方法の指導等を行う事業。

実施保険者数		277 (17.6%)	
内 訳 (重複あり)	地域支援事業以外の 介護予防事業	健康づくり教室	40
		介護予防教室	66
	介護者支援事業	介護者教室・相談	17
		家族リフレッシュ事業	12
		介護用品の支給	136
	直営介護事業		5
	高額介護サービス費の貸付事業		64
	その他		69

※「その他」には、配食サービス等がある。

② 基準該当サービス

指定居宅サービス事業者の要件（法人格、人員基準、設備・運営基準）の一部を満たしていない事業者のうち、一定水準を満たすサービス提供を行う事業者について、保険者がそのサービスを保険給付の対象とするもの。

実施保険者数		202 (12.9%)
内 訳 (重複あり)	居宅介護支援	43
	訪問介護	82
	同居家族に対するヘルパー派遣	0
	訪問入浴介護	26
	通所介護	36
	福祉用具貸与	16
	短期入所生活介護	100
	介護予防支援	23
	介護予防訪問入浴介護	7
	介護予防福祉用具貸与	12
	介護予防短期入所生活介護	56

③ 相当サービス

指定居宅サービスや基準該当居宅サービスの確保が著しく困難な離島等の地域で、保険者が必要と認める場合に、これら以外の在宅サービス（に相当するもの）を保険給付の対象とするもの。（通所介護など）

実施保険者数		27 (1.7%)
	うち、ホームヘルプサービス	12
	同居家族に対するヘルパー派遣	0
	うち、デイサービス	19
	うち、ショートステイ	7

④ バウチャー（利用券）

保険者が被保険者に対して事前にバウチャー（利用券）を交付し、それにより現物給付によるサービス利用を可能とするもの。（住宅改修費、福祉用具購入費等の支給など）

実施保険者数	13 (0.8%)
--------	-----------

⑤ 受領委任払い方式

保険給付について、被保険者から個別の事業者・施設に対する受領委任を認めることにより、現物給付化するもの。

実施保険者数		1,064 (67.7%)
内 訳 (重複あり)	高額介護サービス費（施設）	179
	福祉用具購入	915
	住宅改修	1,031
	その他	10

※「その他」には、市町村特別給付や特例居宅介護サービス費等がある。

⑥ 市町村特別給付

介護保険法第62条の規定により要介護被保険者等に対して、介護給付及び予防給付のほか、条例で定めるところによる市町村独自の給付をすること。

実施保険者数	132 (8.4%)
--------	------------

6. 独自の施策

① 地域密着型サービスに係る市町村独自報酬の設定

実施保険者数		24 (1.5%)
内 訳 (重複あり)	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	5
	夜間対応型訪問介護	2
	療養通所介護	0
	小規模多機能型居宅介護	21
	看護小規模多機能型居宅介護	8

② 支給限度基準額の上乗せ

厚生労働大臣が告示で定めた支給限度基準額に代えて、市町村が条例で定めることにより、その額を超える額を支給限度基準額とするもの。

実施保険者数		18 (1.1%)
内 訳 (重複あり)	居宅サービス区分	9
	福祉用具購入費	2
	住宅改修費	9

③ 種類支給限度基準額

居宅サービス等区分の特定のサービスが不足し、公平な利用に支障が生じる場合に、市町村の判断で定める。対象サービスの種類ごとに居宅サービス等区分の支給限度基準額の範囲内で定められる。

実施保険者数	0
--------	---

7. 利用者負担の軽減施策（実施保険者数）

障害ヘルパー利用者の軽減措置	506 (32.2%)
社会福祉法人による軽減措置	1,527 (97.2%)
離島等地域における軽減措置	122 (7.8%)
中山間地域等における軽減措置	72 (4.6%)
市町村単独の軽減措置	253 (16.1%)

## 8. 境界層措置

①給付減額等の記載を行わない②居住費（滞在費）の負担限度額の減額③食費の負担限度額の減額④高額介護サービス費の利用者負担上限額引き下げ⑤保険料段階の引き下げを行うことにより、生活保護を必要としない状態となる者について、①から⑤までの順に適用を行うもの。

対象者数		6, 375
内 訳 (重複あり)	給付減額等の記載を行わない	1, 161
	居住費（滞在費）の負担限度額の減額	6, 067
	食費の負担限度額の減額	3, 764
	高額介護サービス費の利用者負担上限額引き下げ	1, 019
	保険料段階の引き下げ	394

## 9. 第三者行為求償等

### ① 第三者行為求償

給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、その給付額を限度として被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得するもの。

内 訳 (重複あり)	国保連に処理を委託している件数	4, 582
	現に第三者から支払を受けている件数	1, 983
	交渉中の件数	151

### ② 給付免責

第三者行為による請求権が発生した場合において被保険者が当該第三者から賠償を受けたときに、その価額の限度において保険給付を行う責めを免れるもの。

内 訳	現に給付免責となっている件数	148
	交渉中の件数	69

### ③ 被害の届出

第三者行為による被害の届出の件数

件数	2, 140
----	--------

## 10. 滞納処分

実施保険者数	681 (43.3%)
差押え決定人数(※)	19,667
うち、滞納保険料充当人数	15,293

※実人数が把握できない保険者においては、件数で報告しているケースもある。

※年金・給与等を差し押さえる場合には、本人につき1月10万円、生計を一にする配偶者等1人につき1月4.5万円分については差押禁止財産となっている。(国税徴収法第76条等)

## 1 1. 滞納者に対する保険給付の制限

保険給付の償還払い化（支払い方法の変更）人数	1, 9 4 4
保険給付の支払の一時差止人数	6 6
保険給付の減額等の人数	1 1, 2 0 7

※災害により著しい損害を受けた場合や主たる生計維持者の死亡により収入が著しく減少した場合等には、保険給付の償還払い化等を行われない。（介護保険法第 66 条等）